

《 学校体育施設スポーツ開放遵守事項 》

学校体育施設のスポーツ開放は、学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童生徒及び一般市民の利用に供し、広く社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場を確保することを目的としています。

※諫訪市立小学校及び中学校の施設の開放に関する要綱（以下要綱とする）に基づく。施設の使用にあたっては、下記事項を遵守し、施設の適正管理と使用の安全が保たれるようご協力をお願いします。

記

1. 開放の種類（要綱第3条より）

学校体育施設の開放は、次の2種類とする。

- (1) スポーツ開放は、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため小学校及び中学校の校庭、体育館及び武道場を開放する。
- (2) 遊び場開放は、幼児及び児童の遊び場として利用に供するため小学校の校庭を開放する。

2. 学校施設の開放の日時（要綱第4条より）

スポーツ開放の日時は次のとおりとする。

開放の種類	施 設	開放する日	開放する時間
ス ポ ー ツ 開 放	校 庭	休 業 日	午前5時から午後9時まで
		授 業 日	午前5時から午前7時まで及び ※ 午後7時から午後9時まで
	体育館 及び 武道場	休 業 日	午前8時30分から午後9時まで
		授 業 日	※ 午後7時から午後9時まで

※但し、学校長が学校の事情を考慮して可能と判断する場合は、開放の時間を別に定めることができる。

3. 団体の登録（要綱第6条より）

- (1) スポーツ開放を利用しようとする団体は、諏訪市スポーツ開放使用団体登録申込書（様式第1号）を提出し、教育委員会の登録を受けなければならない。
- (2) 前項の団体は、市内に在住、在勤又は在学する者10人以上で構成し、かつ、当該団体の責任者が成人であるものでなければならない。
- (3) 第1項により登録を受けた団体は、登録事項に変更を生じたとき、又は登録を取りやめるときは、速やかに教育委員会へ届け出なければならない。

4. 使用の許可及び手続き（要綱第7条より）

スポーツ開放を利用しようとする者は、原則として利用希望日の10日以前に諏訪市スポーツ開放利用許可申請書（様式第2号）を教育委員会へ提出し、あらかじめ、その許可を受けなければならない。

5. 使用責任者の任務（要綱第9条より）

使用責任者は、スポーツ開放の使用時間中同席し、使用者を統率しなければならない。

6. 使用者の責任

使用者は、開放学校の施設、設備を故意又は重大な過失により毀損又は亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

7. 使用上の注意事項

- (1) 「学校体育施設の使用上の注意事項」（別添）を守ること。
- (2) 注意事項に違反した場合は、使用禁止若しくは団体登録を抹消することがある。

8. その他

この遵守事項及び「学校体育施設の使用上の注意事項」に定めのない事項は、諏訪市学校体育施設スポーツ開放要綱の定めるところによる。